



平成20年1月24日

各 位

会 社 名	雪 印 種 苗 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 掛 村 博 之 (コード番号 2057 東証第2部、札証)
問 合 せ 先	人 事 総 務 部 長 遠 藤 敏 彦 (TEL : 011-891-5911)

雪印乳業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

雪印乳業株式会社（コード番号：2262）は、平成19年12月12日（水曜日）から平成20年1月23日（水曜日）までの25営業日において当社が発行する普通株式に対し公開買付けを実施してまいりましたが、その結果について同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、別紙には、今後の予定についても記載されておりますが、具体的な手続につきましては、雪印乳業株式会社と協議のうえ、確定し次第速やかに公表いたします。

以上

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。



(別紙)

平成 20 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 雪 印 乳 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 野 瀬 忠 明
 (コード番号 2262 東証 1 部、札証)
 問 合 連 絡 先 名 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 室 長 小 西 寛 昭
 (TEL : 03-3226-2124)

雪印種苗株式会社の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

雪印乳業株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 12 月 11 日開催の取締役会において、雪印種苗株式会社（コード番号：2057 東証 2 部、札証 以下、「雪印種苗」又は「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 19 年 12 月 12 日から実施してまいりましたが、本公開買付けが平成 20 年 1 月 23 日をもって終了いたしましたので、その結果につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要（平成 19 年 12 月 11 日公表）

(1) 対象者の名称 雪印種苗株式会社

(2) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定の下限	③株式に換算した 買付予定の上限
株 券	12,060,210 株	－ 株	－ 株
新株予約権証券	－ 株	－ 株	－ 株
新株予約権付社債券	－ 株	－ 株	－ 株
株券等信託受益証券	－ 株	－ 株	－ 株
株券等預託証券	－ 株	－ 株	－ 株
合 計	12,060,210 株	－ 株	－ 株

(注 1) 本公開買付けでは、金融商品取引法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数（以下、「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおり、対象者の第 57 期有価証券報告書（提出日：平成 19 年 9 月 28 日）に記載された平成 19 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（24,200,000 株）から同日現在の対象者が保有する自己株式数（38,822 株）及び本公開買付け開始日現在において公開買付者が所有する対象者株式数（12,100,968 株）を控除した株式数（12,060,210 株）です。

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付等の申込みを目的として作成されたものではありません。
 このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

(3)買付け等の期間

平成19年12月12日(水曜日)から平成20年1月23日(水曜日)まで(25営業日)

(4)買付け等の価格 普通株式 1株につき、金550円

2. 買付け等の結果

(1)応募の状況

公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

株券等の種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	12,060,210株	－株	－株	11,082,980株	11,082,980株
新株予約権証	－株	－株	－株	－株	－株
新株予約権付社債	－株	－株	－株	－株	－株
株券等信託受益証	－株	－株	－株	－株	－株
株券等預託証	－株	－株	－株	－株	－株
合計	12,060,210株	－株	－株	11,082,980株	11,082,980株

(2)買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,100 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.08%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	231 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.96%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	23,183 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.95%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.01%)
対象者の総株主等の議決権の数	23,963 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第57期有価証券報告書(提出日:平成19年9月28日)に記載された平成19年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としておりましたので、「買付け等前に

ご注意: このプレスリリースは、公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の第57期有価証券報告書（提出日：平成19年9月28日）に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式総数（24,200,000株）から同日現在の対象者が保有する自己株式数（38,822株）を控除した24,161,178株に係る議決権の数（24,161個）として計算しています。

（注2）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては小数点以下第三位を四捨五入しています。

（3）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算方法

該当事項はありません。

（4）買付け等に要する資金 6,095,639,000 円

（5）決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日
平成20年1月31日（木曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

（6）公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

雪印乳業株式会社東京本社 東京都新宿区本塩町13番地
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人札幌証券取引所 札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（1）本公開買付け後の予定

当社は、本公開買付けにより対象者株式の全てを取得できなかったことから、以下に具体的に説明される全部取得条項付種類株式を利用する方法により、雪印種苗を完全子会社化すること（以下、「本完全子会社化」といいます。）を計画しております。当社は、本完全子会社化の手法を検討するにあたり、雪印種苗及び当社の株主への配慮並びに本完全子会社化における対価の公正性及び手続の公平性の確保を前提として、雪印種苗の完全子会社化後における両社の経営への影響や完全子会社化における税務や法務に関する検討点を、専門家を交えて協議し、多角的に分析を行いました。これらを総合的に勘案し、当社の既存株主との関係では当社の発行済株式数の増加をもたらさないこと、雪印種苗の株主においては将来的な当社株式の価格変動リスクを回避できることから、株式

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

交換の手法ではなく、雪印種苗株式の対価として本公開買付けにおける買付価格との公平性を確保することのできる金銭を適切な条件にて交付する本完全子会社化の手法を選択するに至りました。

なお、雪印種苗の株主総会において本完全子会社化の実行を目的及び内容とする議案が付議された場合、当社は当該議案に賛成する予定であります。

本完全子会社化の具体的な方法としては、①雪印種苗定款を一部変更して種類株式を発行する旨の定めを新設し、雪印種苗を会社法の規定する種類株式発行会社としたうえで、②上記①による変更後の雪印種苗定款の一部を変更して、雪印種苗普通株式に雪印種苗が株主総会決議によりその全部を取得する条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付すための定めを新設し、さらに、③会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の雪印種苗定款に基づき、雪印種苗が全部取得条項の付された雪印種苗普通株式を取得して、当該取得と引き換えに、当社以外の雪印種苗株主に対して交付される雪印種苗株式が 1 株未満となるような比率で、別個の種類雪印種苗株式を交付するスキームを検討しております。上記①ないし③の手続が実行された場合には、雪印種苗の発行する全ての普通株式については全部取得条項が付された上で、雪印種苗が保有する自己株式を除く全てが雪印種苗に取得されることとなり、当社以外の雪印種苗株主に対しては、かかる取得の対価として交付されることとなる雪印種苗株式が 1 株未満の端数となる予定ですので、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）について雪印種苗が会社法第 234 条第 4 項に基づいてその全部又は一部を買い取ることによって得られる金銭（雪印種苗が当社に売却することによって得られる金銭の場合もあります。）が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、1 株あたりの売却金額は、当社及び雪印種苗の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び雪印種苗の業績の変動等の影響によっては、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。上記①ないし③の手続に関しては、少数株主の保護を目的とした会社法上の規定があり、(i) 上記②の雪印種苗普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、反対株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができることとなります。なお、これらの (i) 又は (ii) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による雪印種苗株式の所有割合及び当社以外の雪印種苗株主の雪印種苗株式の保有状況等によっては、当社は、雪印種苗に対し、①雪印種苗を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②雪印種苗の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類雪印種苗株式を交付するという上記方法に代えて、それと同等の効果を有する他の方法により雪印種苗を完全子会社化する可能性があります。ただし、その場合でも、当社以外の雪印種苗の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化することを予定しております。この場合における当該雪印種苗株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。ただし、当社及び雪印種苗の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び雪印種苗の業績の変動等の影響等により、当該金銭の額も、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、当社と雪印種苗で協議のうえ、速やかに公表します。

上記のとおり本完全子会社化が行われる場合には、対象者の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程及び証券会員制法人札幌証券取引

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付等の申込みを目的として作成されたものではありません。
このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び札幌証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。また、全部取得条項付種類株式を利用した本完全子会社化が行われる場合に、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

（２）本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、今後、業績予想修正の必要および公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに発表いたします。

以 上

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付等の申込みを目的として作成されたものではありません。
このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。